

八田木札をめぐって

はじめに

インターネット・オークションで木札を二枚入手した。表面には「九條殿、御別殿、御印鑑」と墨書があり（写真1）、焼き印が押されている。裏面には「越前國南條郡八田村妙休寺門徒（印）同所與三兵衛」との墨書がある（写真2）。もう一枚の表面は前記と同じであり、裏には記載がない（写真3）。

前所有者は静岡の方で彼の地のフリーマーケットで入手したとのこと。これより先は辿りえなかった。

この八田村は、南條郡八田村で越前市中山町の西にある通称・甲楽城八田と呼ばれている地域で、現在の南越前町八田にあたる。

以下、この木札について検討をしてみたい。

池田 八田木札をめぐって

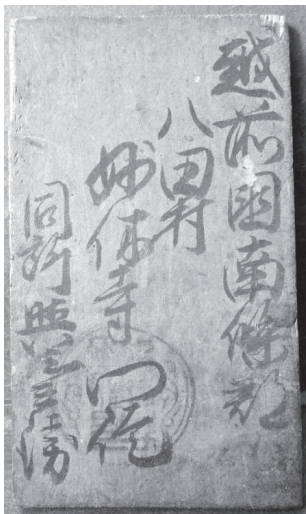


写真2

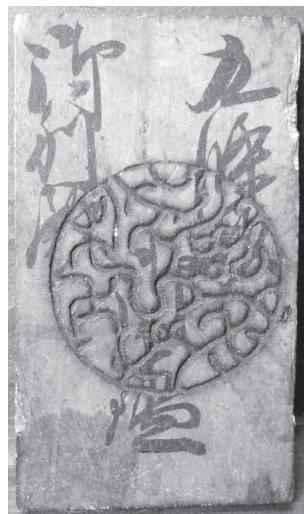


写真1

池田 正男

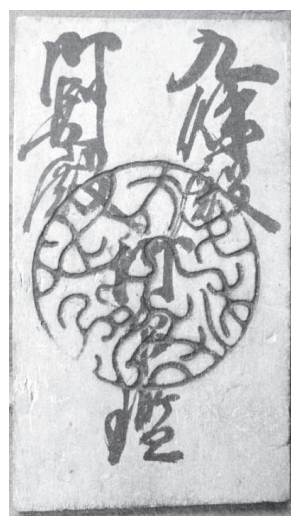


写真 3

一 南條郡八田村（現南越前町八田）について

まずは木札にある八田村について、『河野村誌』でみてみよう。⁽¹⁾

糠川の支流中山谷川沿いにある村で、寛政六年（一四六五）の西野家文書「馬借定書」の中に初見される。口伝によれば甲楽城・糠・中山の三ヶ村から出た人達により開村されたという。慶長三年（一五九八）に実施された太閤検地帳には、甲楽城浦ゑた郷八田村として取扱われ、福井藩の『正保郷帳』には「甲楽城八田村」と書かれ、村役人の庄屋としては、文久二年（一八六二）に権兵衛の署名のものが、たった一枚保存されている。

（中略）

慶長六年（一六〇一）一二月九日付けで福井藩宿老、府中の本多富正の知行所となり、寛永元年（一六二四）の『越前国府中三国領知行帳』には蕪木八田、高一三石五斗八升二合と載せ

られている。

甲楽城坂下清太郎家文書、甲楽城検地帳から「ゑた郷八田村」分を拾うと、

上田一畝五歩	斗代二石三斗	分米一斗五升二合
中田一反五畝	〃一石二斗	〃一石八斗
上畠七反一六歩	〃八斗	〃五石六斗四升四合
中畠七反二畝二九歩	〃五斗	〃三石六斗五升
下山畑五反一畝五歩	〃三斗	〃一石五斗三升五合
屋敷八畝一歩	〃一石	〃八斗三合
田畠 合二町一反八畝二六歩	分米合一三石五斗八升四合	

（中略）

隣村の中山村宮川源右衛門家文書、寛保二年（一七四二）の記録によれば、中山村高の内の七〇石余りを、八田村の十右衛門が所持したとするが、どのようにして彼は大農家となったのであろう。

明治五年（一八六二）の記録に、

田方の収穫米五石四斗六升、畑方は麦二石五斗八升と黍六斗、山畑では木実三石六斗と算出高を載せている。

（中略）

越前では可成り古くから『永平寺大工に八田木挽』と呼ばれていた。木挽の創業はつまびらかではないが、早くから名声を馳せていたわけである。また西街道の山内馬借にも関与していたことは、今泉浦の西野家文書に明白である。少々の耕作田畠

だけでは生活に追はれることは必定で、こうした面に活路を求めて営々辛苦したものと見られる。

本村各字に残る寺社建築に、「八田木挽」の名が載せられてはいるものの、当区内には関係記録が多く保存されて居らず、詳細を追求することはできない。

(以下略)

さらに『河野村誌 資料編二』によって、もう少し掘り下げてみよう。^② 八田村区有文書「北潟御作事場出精賞詞之事」には、

申渡覚

一 今度於北潟御作事有之候ニ付、諸職人被召集候中、八田付木挽共式拾人余被召仕候処、余勝甚出精仕候段、諸役人中見届之上被申達、即於場所御奉行加藤長右衛門殿、右木挽共御呼出之上、出精仕出来方共、甚宜旨被申聞、其後右之御作事方相済候上、始終甚相働候旨御挨拶有之、猶又右之者共役所へ招呼此以後共随分出精申候様可申聞旨、御奉行加藤長右衛門殿・服部吉左衛門殿・河村藤太夫殿御列座ニ而御挨拶有之候、

右之段相心得末々随分太切ニ仕可相勤候、

明和九年辰八月 郡役所 御印

八田村江

とあって、八田村から二〇人もの木挽きが召出され、御奉行列席の上褒賞されていることがわかる。

なお、冒頭に挙げた木札には「八田村與三兵衛」と記されている

池田 八田木札をめぐって

が、「八田村区有文書」の明治期の割賦書には「長百姓増永与三平」などの名前が散見される。

さらに『福井県南條郡誌』^③には次のようにある。

●八田木挽 古来志比大工に八田木挽と称し木挽に堪能なるもの多かりしといふ今猶免札を伝ふ。

免札

(表面) 御作事所

甲楽城八田村

木挽廿人之内

(裏面) 高久官太夫

蓮川治兵衛

吉村武左衛門

増村喜助

二 八田村妙休寺について

次に木札を発給した妙休寺について、『福井県南條郡誌』^④によってみてみよう。

○妙休寺 一向宗本願寺派 中山八田にあり。境内百二十坪、由緒 開基佐々木坂東佐衛門治郎、親鸞上人の弟子となる。其後文明三年蓮如上人の弟子となり、法名を妙休と賜はり、寺院を建立し法名を寺号とす。両上人腰掛の石今に残れり。当寺は元、中山村知志賀谷に有りしが百七八十年前今の地に移転せりといふ。

現在、当寺は廃寺となり、前住職の御子息(遊亀氏)の奥様の話によれば、寺の寺仏などは北陸高校に寄託されたという。他には残

された遺物はないとのことであつた。なお前住職の姓は佐々木氏である。

三 妙法院文書について

『福井県南條郡誌』⁽⁵⁾には、

●八田〔越前国名蹟考〕甲楽城八田、甲楽城浦より東ノ方山中にあり。織田ノ庄妙法院御領たりし事古文書あり。

(京都妙法院文書写) 越前国織田庄内八田別所事、止^二方々違乱^一可^レ全^二三所務^一之由可^レ有^二御下知^一之旨、院御気色所候也、以^二此旨^一可^レ被^二申入^一妙法院宮給、仍執達如件、

六月十五日 権中納言^(※)朝

宮内卿法眼御房

として妙法院文書を引いているが、『河野村誌』はこの文書を取り上げなかった。

また、杉本寿編『越前国織田莊劔大明神誌』⁽⁶⁾は、「別所」を朶村と解釈し、八田新田(丹生郡八田村)を指す文書との見解を述べている。また『福井県史』では、八田別所に丹生郡のルビを振っており、同様の見解を示している。

筆者は「別所」とは朶村の意ではなく、「本寺から離れた一定の区域内の僧が修行のためにとどまる場所」とみて、この見解に異を唱えるものである。

なお「妙法院文書」にはこの他にも、関連する文書に次のような

ものがある。

①「越前国留守所下文」健保六年(一二一八)⁽⁸⁾

留守所下 織田庄

可早任 七条院庁御下文并国司御庁宣状、御使相共堺四至打榜示、立券言上。歆喜寿院御領織田庄壹所事(中略)

健保六年十月 日(後略)

②「尊性法親王遺告状案」延応元年(一二三九)⁽⁹⁾

(前略)

寺領

(中略)

織田庄内江並村并内郡 付開発、御年貢綿佰五十両、藏人所定

(以下略)

延応元年八月 日

③「公性讓状」寛元三年(一二四五)⁽¹⁰⁾

謹讓進

坊舎聖教等事、

(中略)

坊領

越前国八田別所 預所空慶阿闍梨

(以下略)

寛元参年四月十七日 沙門公性(花押)

④「尊澄法親王令旨」建武二年(一二三三)⁽¹¹⁾

門跡領越前国織田庄所務可停止国衛濫妨間事、綸旨如此、々

上者内郡同可全所務旨、座主宮令旨所候也、仍執達如件、

〔建武二年〕^{異華}八月九日

謹上 中納言律師御房

⑤「光嚴上皇院宣」建武四年（一二三七）¹²

越前国織田庄内八田別所事、止方々違亂可全所務之由、可有御下知之旨、

院御気色所候也、以此旨可令申入妙法院宮給、仍執達如件

六月十五日 權中納言資明

宮内卿法眼御房

⑥「亮性法親王庁解」康永三年（一二三四）¹³

無品親王庁解 申請 天裁事

（中略）

一、西塔東谷常住金剛院 付箕浦庄寺用

（中略）

越前国八田別所

件所者、平泉寺寺僧良寛開発之地也、寄進三宮御油料所、

至于僧宗慶知行之時、寄附門跡領矣

（中略）

康永三年七月 日 別当法眼和尚位行祐奉

⑦「亮性法親王庁解」康永三年（一二三四）¹⁴

品親王庁解 ☐申請 ☐天裁 ☐事

（中略）

一、円音寺檢校職事、

（中略）

越前国織田庄

件庄者、本領主阿波守高階宗泰、健保六年以本家職寄進、

七条院、而女院安貞二年被讓進二品尊性親王之後、宗泰又

以領家職令寄進円音寺之間、為門跡一円之管領、代代相伝年久矣

（中略）

康永三年七月日 別当法眼和尚位行祐奉

⑧「妙法院当知行目録案」文和二年（一二三四）¹⁵

（前略）

一、円音寺 付当寺官領庄々

越前国織田庄 十三箇村（以下略）

文和二年十月 日

⑨「静昭讓狀」永徳二年（一二三二）¹⁶

越前国織田庄内八田別所并仰木庄内萱殿名事、静昭為公恩多年

知行、于今無依違候、而今老病益急、余命待時候、仍彼兩所事

尤雖可上表候、如此田園所職等

（中略）

永徳二年十二月十七日 静昭（花押）

小坂御坊

以上を子細に見てみると、「織田庄内八田別所」と記すのは、⑤「光嚴上皇院宣」が初出で、⑥「亮性法親王庁解」では「越前国八田別所 件所者、平泉寺寺僧良寛開発之地也、寄進三宮御油料所、至于

池田 八田木札をめぐって

僧宗慶知行之時、寄附門跡領矣」とあり、妙法院領となったものの、その後の永徳年間でも「織田庄内八田別所」は織田庄とは別に静昭が知行していたことが知れる。

また、当地は平泉寺の良覚が開発した土地で、以降も織田庄とは別に領知されていた。織田庄とは離れた土地であったことから、知行が十分でない可能性が高い。つまり八田別所が丹生郡内にあったとする根拠は何処にもないのである。

そもそも、別所とは「本寺から離れた一定の区域内の僧が修行のためにとどまる場所」である。つまり、ここは当初は平泉寺の修験僧が開いた場所の可能性がある。そして遠隔地故に管理が行き届かず、横領される結果になったとはみられまいか。

四 佐々木姓について

八田妙休寺の開祖は佐々木坂東佐衛門治郎、法号は妙休としている。越前では佐々木姓といえは、茗荷谷の佐々木三助、折立の称名寺⁽¹⁷⁾、橋立の真宗寺、別源円旨の兄の佐々木姓が知られている。

まずは「親鸞聖人遺徳法輪集」に掲載される各寺院の項目から、佐々木氏に関連する部分を列記する。

「信濃国筑摩郡府中松本正行寺」⁽¹⁸⁾。

当寺八仁王五十九代宇田天皇ヨリ系譜シテ佐々木ノ四郎高綱、発心シテ高野ニノホリ、(中略)聖人越後へ趣タマフヲツタヘキ、(中略)御弟子トナレリ、即法名ヲ了智トナツケタマヘリ、

ソノ、チ信州筑摩郡府中栗林ニテ正行寺ヲ起立セリ云々
(中略)

一四尊佛 祖師ト法善ト西佛ト了智トナリ、聖人ノ御影ハ色衣ヲ著シタマヘリ、法善(海野小太郎信濃守幸親の子)ハ越前ノ橋立真宗寺開祖、西佛ハ康楽寺(信濃埴科郡鹽崎白鳥 開、了智ハ正行寺開基ナリ(後略))

「越前国福居橋立真宗寺」⁽¹⁹⁾

当寺開基光實ハ仁王五十九代宇田天皇ヨリ系譜シテ佐々木ノ三郎森綱ナリ、聖人ノ化導ニヨジテ厭離ノ心フカク欣求ノ思ヒ切ニシテ忽ニ鬚ヲハラヒ御弟子トナリ法名光實^{モイフナリト}トクダサリケリ、ソノ後越前ノ国橋立ニ一字ヲ起立シテ真宗寺ト號セリ、中古同福居ニ移住ス云々

ついで「大谷遺跡録」から、同様の個所を引用する。

「昌向山真宗寺記」⁽²⁰⁾

越州吉田郡福井昌向山橋立真宗寺は法善房光實^{後名佐々木三郎}越州橋立に一字を起立して教導し、竟に正元元年七月二日示寂す。中古福井に移住す。高祖真書十字名号を安置す。(光實画像、上宮太子木像、高祖蓮師対座御影あり)

「箕手山法光寺記」⁽²¹⁾

越前国足羽郡岩箕手山法光寺は、法善房光實の所開建也、法善法師俗姓は佐々木源三秀義三男佐々木三郎盛綱息同太郎信實、其子次郎兵衛實秀^{義経}其子を佐々木三郎光實と伝へり。高祖上足弟子。顕智法師の弟子に列り、其名を法善房光實と称す。(始

は常州猿子にあり、故にましこの光實と云。当寺の什宝、高祖木像、上宮太子の像二体あり。来迎佛恵心の筆なり)

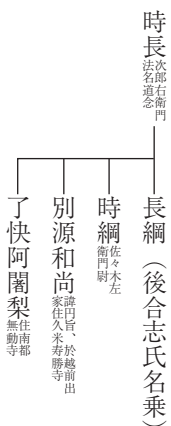
以上を整理すると「箕手山法光寺記」の記載が最も省略がないと思われる。

佐々木源三秀義―三男佐々木三郎盛綱―息同太郎信實―其子次郎兵衛實秀(法名寂念)―其子三郎光實(法善房光實)

となり、高祖上足弟子、顯智法師(良佛の弟子)の弟子に列なり、初めは常州猿子(現栃木県益子町)にあり、後に岩倉法光寺を創建した。八田妙休寺とは、その後裔ではないだろうか。

後は「茗荷谷の佐々木三助」であるが、系図は伝来していない。典拠は示しえないが、杉本寿氏は「茗荷佐々木氏は平姓佐々木」と話している。⁽²²⁾もし、そうだとすれば「別源円旨塔銘」に、別源の出自を「当国人片上平氏父觀智、母妙性卜号ス」と記している点、似ているので別源の系図が参考になる。

「合志家系図 ○肥後 合志家系図源姓佐々木氏」⁽²³⁾



「肥後国志」⁽²⁴⁾

佐々木四郎高綱―太郎重綱―四郎高重(左衛門少尉)―四郎左衛門泰高―五郎左衛門時高―六郎時長(次郎左衛門)―四郎左衛門長綱(正応三年三月、浅原八郎為頼の乱に長綱・其党とな

池田 八田木札をめぐって

る、故に叡山に逃れ、延暦寺座主法灯僧正に倚りて叡山に匿る。肥後合志郡は延暦寺領なり、座主密かに長綱を遣して寺領奉行と為す、延元二年八月、来りて合志郡真木村に居り、因りて家号を改め、合志と為す。応安二年七月六日死、法名久念、円満寺に葬る)

これに従うと、秀善の三男盛綱の系が岩倉法光寺となり、四男高綱の系が別源の片上平氏となり、平姓佐々木氏はつじつまが合わない。しかしながら、先にみたように、八田妙休寺の佐々木氏が当地へ入り込んだ可能性が考えられる。そして岩倉法光寺には上宮太子像が二体もあったと伝えられることから、信者には木工関係者が多くいて、こうした山民が支配したように考えられる。ちなみに、中山には岩倉姓の方がおられ、岩倉法光寺の在所からの流入かもしれない。

また、妙休寺前住職の姓は佐々木氏であり、旧本堂の鬼瓦は四ツ目であった。寺地の墓地には、四ツ目姓不詳一基と佐々木(四ツ目車)、竹原、鶴田(丸に一文字)、坂東(四ツ目)各一基。近くに橋本(四ツ目)、坂東(四ツ目)、青木、小林、道場氏の墓があり、四ツ目がとても多い。

なお、『河野村誌』の八田在住者には、青木氏二軒、小林、道場、古嶋各一軒と記載されている。

五 河野村通傳寺について

『河野村誌』には、冒頭の木札に似た木札の写真が挙げられ、郡浦通傳寺の「御改ニ付寺伝書上帳」には八田村妙休寺が追書き保証をしている。少々冗長ではあるが、この木札に記された「九条御殿御別殿」の手掛かりとなりうるので、これらの資料を見ておくこととしたい。参考までに、あらかじめ「月輪殿」について説明をしておく。後掲する「九條殿添書」に記された「月輪前摂政関白太政大臣兼実公」とは九條兼実のこと、親鸞が綽空（範宴）と名乗っていた頃、親鸞を援助し、兼実の娘玉日姫を親鸞に娶らせたといわれている。

「御改ニ付寺伝書上帳」⁽²⁵⁾

南條郡河野浦 通傳寺

覚

- 一 浄土真宗 住吉山 通傳寺
- 一 本山京都本願寺

本末の由緒ハ当時開基祐信、長祿年中本願寺第八世蓮如上

一 人江致帰依、御筆物致頂戴、今に安置仕候

一 本尊阿弥陀如来 長祿四年 開基祐信

一 寺地ハ 東西十一間 南北二十二間

(中略)

- 一 境内 但古来村除地
- 一 寺格 本山緇袈裟

一 住職 文化三年より二十五年 乗教

檀中

(中略)

右此度御改ニ付、書付差上申候 以上

文政十三庚寅年四月十九日

通傳寺

右通傳寺差上候書付之相違無御座候

同末仲門南條郡八田村妙休寺

同郡河野浦 庄屋 三郎兵衛 (印)

檀中惣代同郡同村 長右衛門 (印)

「九條殿添書」⁽²⁶⁾

(印)

今般

月輪前摂政関白太政大臣兼実公、六百五拾回御遠忌ニ付、為御追福御蔵書之三部妙典御施行被為在候儀ハ、全御宗門御引立之思召、依之從

関白殿

御尊前江御葩御下ケ札、永々御寄附ニ候也

安政六

末ノ六月日

九條殿御内御懸リ

宮武司馬之祐 印

浄土真宗

越前国南條郡河野浦

通伝寺殿

「木札1」⁽²⁷⁾

六條御殿

御印鑑 御賄方

慶応三丁卯年 越前南條郡 通伝寺

四月廿日出参 河野浦直

「木札2」⁽²⁸⁾

(表) 九條殿御役所 (裏) 越前国南條郡

御印鑑 河野浦 通伝寺

ここに挙げた「九條殿添書」と「木札2」は、冒頭に挙げた木札の表書にある「九條殿御別殿」とは別の「九條殿御役所」の肩書である。また、「木札1」の「六條御殿」とは西本願寺のことであり、その賄方の木札である。

六 興正寺派について

甲楽城善了寺の御住職の談によれば、甲楽城善了寺・河野通伝寺・八田妙休寺・広瀬教善寺は本願寺に属しているが、寺内では興正寺派に属しているという。

興正寺は真仏の分流武蔵荒木の源海が起こした満福寺を中心とする荒木門徒の流れを汲み、真仏一了源を中興の祖とする。江戸期には西本願寺の脇門跡となり、本願寺と同体となっていたが、明治九

池田 八田木札をめぐって

年に真宗興正寺派となっている。恐らく前述の四ヶ寺は興正寺派に属していたが、明治になって興正寺に戻らず、本願寺のままで今日に至ったものとみられる。

ちなみに、佐々木系真宗寺院の現在は、折立稱名寺・枋泉法光寺は高田派に属しており、橋立真宗寺は本願寺派に属している。

七 木札について

ここからは冒頭に挙げた木札について検討を加えていく。

写真4（木札1）は六條御殿御賄方つまり西本願寺賄方が発行した門艦、門札の部類とみられ、写真5（木札2）も九條殿御役所が発行したものと見られる。

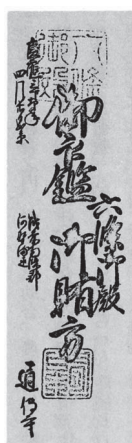


写真4

しかし、図2の木札の裏面には「八田村妙休寺門徒・同所興三兵衛」と記され、印が押されている。どう見ても前者とは趣が異なる。興三兵衛は妙休寺の檀家であり、寺請の要素が入っているため、閑所往来の身分証明を果たしており、九條御殿御別殿の証明がついている点で、木挽き鑑札の役目を果たしているのかもしれない。

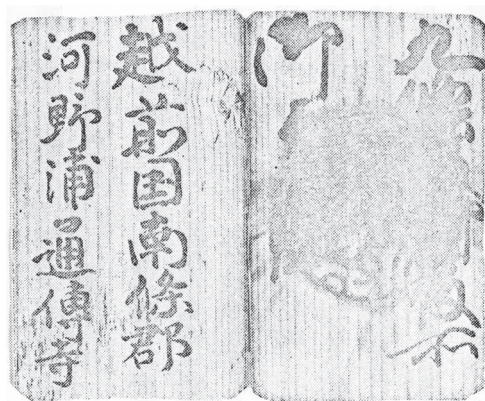


写真5

八 九條御殿御別殿について

ついで、「九條御殿御別殿」について検討する。

守口市にある教應寺（浄土真宗本願寺派）の門前には「九條殿御別殿御役所・顕如上人御旧跡」と書かれた門柱が立っている。ここには表札木札が保存されている。²⁹

九條殿御別殿

御役所 印

河州茨田郡六番村

教應寺

と記されているため、「御別殿」は教應寺であったことが立証される。

加えて補足すると写真1・3と同じ焼印が押されている。



写真6 河州教應寺の記載

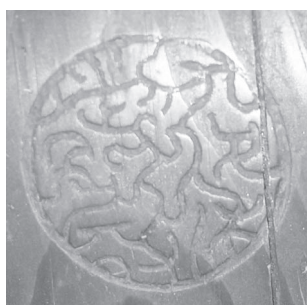


写真7 九條殿御別殿の焼印



写真8 越前式月輪

また、兼実公の六五〇回忌に用いた浄土三部経が残されている。この教應寺には寛政年間の棟札が現存しているが、その裏面にある由緒を見てみよう。

奉由来書□申上候事

一 河内之國茨田郡大庭六番村教應寺ハ元祖奥氏清右衛門也、云々ハ浄土真宗信者本派本願寺本山ハ遠路ノ故ニ右清右衛門道場ヲ建立シ本山ヨリ本尊ハ阿弥陀如来画像ヲ申請ケ世

二毛坊主ト称シテ寛永八年ヨリ寛文元年辛丑迄参拾年間相勤候、右清右衛門寛文元年十一月十五日享年八拾壹歳ニテ病死法名ハ淨西ト称ス（一部判読できず）其レヨリ元禄武年迄無住之处、仁兵衛剃髮シテ法名願西ト称シテ宝永元年迄住持ス、此時二越中国ヨリ淨角ト申ス僧元禄十五年壬午廿八日本山へ御札銀上納木佛及寺号ヲ請ケ候、越中国姉負郡八尾町聞名寺ノ人ナリ、聞名寺ハ越中国真宗寺院中ノ大坊ナリ、奥氏清右衛門ハ代々ノ百姓ニテ莊屋七代相次候、現今ノ奥庄太郎家はナリ

この由緒には「九條殿御別殿」を称した経緯について触れられていないのが惜しまれる。

九 九條殿御別殿について

別の木札から「御別殿」について探ってみたいと思う。上越市の「森本文書」には先掲の河野通伝寺の木札と同型のものが残されており、この文書等を見ておこう。³⁰

「九條殿添書」の冒頭は通伝寺添書と同文で日付と宛先は「万延元年申六月、越後国福成寺殿」とある。木札と包紙は次のとおりである。

（内側包紙） 御別殿拝禮御札
御焼印木札一枚

（木札）（省略）

池田 八田木札をめぐって

（外側包紙） 御別殿 越後国頸城郡

拝禮御札 木田村 福成寺門徒

大豆新田村森本文左衛門

また「送り状」には次のように記されている。

九條殿御施経ニ附御冥加金上ル

外

九條関白殿三部妙典御寄附札 壹枚

御葩御寄附 九條関白殿札 壹枚

御葩折紙包入三枚

焼御印札 壹枚

御添書 壹枚

メ五品

是ハ万延元庚申年六月 木田村福成寺相送ル来り申候

以上の通り、万延元年六月には九條御殿御別殿で兼実公の六五〇回忌法要が挙行されたようだ。なお福井県内では勝山賢勝寺（本願寺派）に同じ様式の「添え書き」³¹、西光寺（天台真盛派）には同法事の「達書」³²が残っている。この福成寺（大谷派）ともども宗派を超えて寄付の勧誘が行われていたようだ。

以上のことから「九條殿御別殿」とは兼実公の御霊屋であり、上越の福成寺は守口の教應寺（九条殿御別殿）へも参拝したことが判明した。

一〇 松岡昌蔵寺への木仏譲渡について

昌蔵寺文書に木仏譲渡の記事があるため、これを考察してみたい。
證³³

一 月輪殿下御木像

一 親鸞聖人御木像

一 玉日君御木像

右者慥御殿深草西岸寺江御寄附之寶物候處此度其寺江相譲候得
二違無之候条、御大切二守護可有之者也

文久二年戊九月

九條殿御内 宮武司馬之介（印）

越前国松岡 昌蔵寺殿

深草西岸寺（本願寺派）は玉日姫の墓所があるところであるが、そこへの木像移管を取り止め、松岡昌勝寺（本願寺派）へ月輪殿、親鸞、玉日姫三体の木像を譲ることに決したとの文言である。文久二年（一八六二）九月は前述の兼実公六五〇回忌法要（万延元年《一八六〇》六月）を済ませた翌々年に当たる。

一一 月輪殿追慕について

以上、検討を進めた結果、妙休寺と九條殿御別殿との関係は明らかにはできなかった。また、八田妙休寺発給の木札は①他に配られた木札の様式と異なっていること。②八田増永家が二枚も当木札を

所持していたのか。少なくとも法要への寄付金への謝礼木札配布は各寺へ壹枚のみであることが確認されており、不可解と言わざるを得ない。③木挽き家業の決して裕福でない家が高額な寄付金を工面できたのか。こうした点からみて、当木札は九條殿六五〇回忌に配られたものではないとみて、別の視点で考察してみることとする。次に中野專照寺に伝わったとされる「月の輪の名號縁起」³⁴がある。紙数の都合で本文の記載は省くが、越前においても月輪名号として伝来していた。しかも、時は本願寺顕如上人の時代という。專照寺の開基如道の師は真仏の弟子三河田善であるため、真仏以来、月輪殿を崇めていたようだ。

また、佐々木流も真仏の弟子顕智であるから、やはり佐々木流も月輪を崇めていたと考えられる。結城称名寺は真仏の開基であるが、当寺には玉日の木像が伝来しており、聖人の自作であるとか。こうした月輪殿並びに玉日姫を崇める思想は真仏を通じて越前に流入したとみる³⁵。

まとめ

前掲の守口教應寺には写真9・10のような太子幅と阿弥陀座像が脇侍として祀られている。木工関係者の信奉する太子信仰による関わりがあったのではないかと推考される。佐々木流が太子を崇めていたことは「昌向山真宗寺記」や「箕手山法光寺記」に上宮太子木像、上宮太子像二体が寺宝として記されているため、八田妙休寺が



写真 10 阿弥陀座像



写真 9 太子幅

太子を信奉していたとみれば、こうした縁で九條殿御別殿に参詣して木札を受領していたとも推察できる。

註

- (1) 『河野村誌』（河野村、一九八四年）一二九～一九八頁「八田区の歴史」。
- (2) 『河野村誌資料篇二』（河野村、一九八三年）三七五頁「六 八田村共有文書」。
- (3) 『福井県南條郡誌（復刻）』（名著出版、一九七二年）一四九九～一五〇〇頁「下編 処誌 河野村 産業」。なお斎藤嘉造「越前国今庄郷の棟梁大工について」（『地方史研究』一一卷五号、一九六一年）によれば、島崎家は今庄郷（鯖波以南）の棟梁大工であり、大工六職（大工・木挽・壁師・屋根師・車力・石工）を支配していたという。八田木挽がどこの支配下だったかも探らねばならない。
- (4) 注(3) 一四八一頁「下編 処誌 坂口村 仏閣」。
- (5) 注(3) 一三七五頁「下編 処誌 河野村 沿革」。
- (6) 杉本寿編『越前国織田莊劔大明神誌（新装復刻版）』（安田書店、一九八八年）一四九～二四二頁「延喜式内社劔神社と織田薨」一六二～三頁「南條郡河野村八田別所の織田莊領」。
- (7) 『福井県史資料編2中世』（福井県、一九八六年）四二二～八頁「四七 妙法院文書」。
- (8) 注(7) 四二〇～一頁「一 越前国留守所下文」。
- (9) 注(7) 四二三頁「三 尊性法親王遺告状案」。
- (10) 注(7) 四二二～三頁「四 公性讓状」。
- (11) 注(7) 四二三頁「五 尊澄法親王令旨」。
- (12) 注(7) 四二三頁「六 光嚴上皇院宣」。
- (13) 注(7) 四二四頁「七 亮性法親王庁解」。

- (14) 注(7) 四二四～六頁「八 亮性法親王庁解」。
- (15) 注(7) 四二六頁「九 妙法院当知行目録案」。
- (16) 注(7) 四二七頁「一一 静昭讓案」。
- (17) 折立稱名寺は高田派に属している。
- (18) 『新編 真宗全書 史伝編三』 一二五頁。
- (19) 注(18) 九七頁。江戸期には福井に転じたが現在は元の折立に戻り、本願寺派に属している。
- (20) 注(18) 三四五頁。
- (21) 注(18) 三四四頁。岩倉村は福井市文殊地区の岩倉町であり、現在寺は栃泉に移築されており、岩倉の山麓に旧地がある。高田派に属している。
- (22) 杉本寿「越前における轆轤師の発展―木材加工技術の発展的過程」(『福井大学教育学部紀要 第三部 社会科学』 二二号、一九七一年) に「越前国においては、大野郡北南六呂師をはじめ穴間郷の朝日・平野(平姓につうずる) 家や丹生郡城崎村の六呂子・越知山々腹の山地集落の佐々木一統、今立郡鞍谷郷・南条郡宅良・堺郷の著名村落のそれぞれである」とある(五七頁)。杉本氏に口頭でお尋ねした時、佐々木三助は平姓佐々木であると答えた。また『江沼志稿』には、加賀真砂村木地師は越知山麓から田倉助兵衛が住み着いたとの記述があり、鞍谷轆轤師への輪旨も伝来していた。なお、余談になるが、右近良一氏の談によれば、神門酔生氏は講演会で織田信長の先祖は甲楽城八田の出と話したことがある。通説では、織田氏は剣神社の神官の出で重盛の系だから桓武平氏とあるが、太田亮は忌部姓(齊部宿禰姓)ではないかと疑問を呈している。筆者は、ここに平姓佐々木氏の謎を解く鍵があるかもしれないの思いから付記しておく。
- (23) 『大日本史料 第六編之二六』(東京大学、一九三三年) 貞治三年一〇月一〇日条(三三九～三三〇頁)。
- (24) 太田亮「姓氏家系大辞典第一巻」(姓氏家系大辞典刊行会、一九三四年) 一六三九頁「合志」の項。
- (25) 『河野村誌 資料編』(河野村、一九八〇年) 三三八～三三〇頁。
- (26) 注(25) 三三一頁。
- (27) 注(25) 三三一頁。
- (28) 注(25) 三三一頁。
- (29) 守口教應寺の木札は、長さ一メートル、幅二〇センチほどの木札で、九条殿御別殿役所の表札であつたと考えられる。
- (30) 新潟県上越市公文書センター提供 森本家文書 御別殿拝禮御札、九条殿御施行二付御冥加金上ル一連文書
- ・福成寺からは代参者が送られ、その人からの見聞きが反映している記述と考えられる。
- (31) 賢勝寺文書「添書(九条兼実650回二付)」福井県文書館提供史料。
- (32) 西光寺文書「達書(三部妙典等寄附二付)」福井県文書館提供史料。
- (33) 昌威寺文書「証(月輪殿下木像・親鸞聖人木像・玉日君木像の三体西岸寺へ寄付の所昌戴寺へ譲渡)」福井県文書館提供史料。
- (34) 「月の輪の名號縁起」池田正男収集文書。
- (35) 余談ながら、石造品に「越前式月輪」なる様式が越前で広まっていた。偶然とは考えにくい山本昭治編『越前の石造美術』(私家版、一九九一年) 五～六七頁「越前式月輪の編年案」。